（公表）

第百十二条　原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百九条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）
燃料体	1・2　（略） 3　燃料体に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

（型式指定の番号等の告示）

第百十二条　原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式指定の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

2　原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）
燃料体	1・2　（略） 3　燃料体に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し